

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第39号 (2013年6月)



第 39 号目次

- 3 期目の船出 /3
- 2012 年度の事業概括 /5
- 評議員のページ「豊かな想像力・豊かな感性＝やさしさの原点＝」 /8
- 理事のページ「蛭池支部結成 40 年をふり返り、人権教育について思う」 /9
- 理事のページ「理事への就任にあたって」 /11
- 楽遊ガイド「『〇〇周年』に思うこと」 /13
- 新聞切り抜き帖から「『育休 3 年』『女性役員』 歓迎？」 /15
- 書評・この一冊「はだしのゲン わたしの遺書」 /17
- 情報BOXとよなか「世界人権宣言豊中連絡会議記念講演」 /18
- 蛭池地域から「教育委員会指導主事研修で話をして」 /19
- 豊中地域から「輪になって話そう 地域のささえあい」 /20
- 寺本知生誕 100 年・豊中水平社創立 90 年記念連続講座の案内 /22
- あとがきに代えて /24
- 人権相談 /25

表紙の写真「生まれ変わった歌舞伎座」

GWの東京はどこも人であふれていたが、29階の高層タワービルと見事に融合した歌舞伎座でも、柿茸落公演が盛況を極めていた。

「歌舞伎」という芸能名の由来は「傾く(かぶく)」で、「並外れている、常軌を逸している」という意味がある。元祖は、1603年に北野天満宮で興行を行い、京都で評判となった出雲阿国といわれている。阿国は出雲大社の巫女だったとも河原者でもあったというが、定かではない。

「週刊金曜日」934号で田中優子さんが「二人の役者の死」というコラムでこう書いている。

「12代目市川團十郎が亡くなった。舞台では拝見してきたが、思わぬ縁で、生前おめにかかったことがある。2010年8月、『出版・人権差別問題懇談会 20周年』で、團十郎は『歌舞伎と團十郎』という講演をおこなったのである。これは歌舞伎役者が被差別民であったことを前提にした講演だった。『被差別』の意識を持ち続けていた12代目團十郎の死は、新歌舞伎座の誕生とともに、歌舞伎が差別を完全に忘れ去る時代になったことを意味するのかも知れない」

「もうひとり、18代目中村勘三郎が亡くなった。この人も生前『歌舞伎役者は河原者』という意識を明確にもっていた。先代の教えであったという。どれほど歌舞伎が権威的になろうと、役者は客を喜ばせる存在であり決してエライ者ではない、という姿勢である。代々の勘三郎がもっていた道化としての味は、そこからきている。その芸には、猿若の禿げに見られるような道化の系譜、狂言の系譜、音頭取りや民衆芸能の系譜が生きていた。それもまた新歌舞伎座の出現とともに消え去ったのかも知れない」

二人の死と新歌舞伎座によって、歌舞伎のルーツ(被差別)が顧みられなくなることになるとしたら、大きな歴史的転換であり、歌舞伎は歌舞伎でなくなるのではという気がする。四条大橋に立つ阿国はどう思うだろう？(ささき)

3 期目の船出

5月15日に開催された定時評議員会で、任期満了を迎えた役員の改選が行われました。評議員は8名の再任と1名の新任(野坂さん)、理事は7名の再任と2名の新任(玉置さん、桑高さん)、監事1名は再任です。

また、その後開かれた理事会では、代表理事に中川さん、副代表理事に平尾さん、専務理事に佐々木さんがそれぞれ再任されました。

役員および事務局一同、精神誠意、魅力ある事業を実施していきたいと思っておりますので、引き続き、ご支援・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

◆評議員

寺本美鶴、田中渡、島田忠雄、西田正一、山口博之、西田益久、
高野アヤ子、石原敏、野坂祐子

◆理事

中川幾郎、平尾和、前田勝正、西村壽子、林誠子、八塚勇一、
佐々木寛治、玉置好徳、桑高善秋

◆監事

谷村政廣

2013年度は・・・

今年から事業の再編・執行体制の改変を行いました(事業の概要については、別添のリーフレットをごらんください)。

2012年度の課題として、

①法人設立後の取り組みを総括し、事業の刷新・強化を図る。

②日々の自己研鑽と問題意識の深化をめざす。

③検証作業の徹底と強化をし、事業効果の測定をする。

④「協会」の持つ「専門性」や「優位性」を発揮し、社会的な存在意義を確立する。

⑤部落問題を見つめる確かな眼力を養

う。

を掲げ、定款に沿った事業の組み替えをめざし、事業全体の一体感が生まれるように自主事業と受託事業とを関連づけたプランニングをしていくとの方針を打ち出しました。しかし、現状は極めて不十分で、課題は残ったままと言っていいと思えます。なぜなのか、その原因を究明することがまず、必要です。

一口では言い尽くせませんが、やはり、

問題意識が緩く、結果、現状に安住してしまうといったことになっているように思います。それぞれが問題意識を深め、持続させることなくしては、何事も前には進みません。アンテナの感度を鍛えて高く張り、キャッチしたものを取り込んで熟成させ、事業に反映させていくといった営為こそが現状変革の力になるのだと思います。

時代は私たちを待っていてはくれず、このままでは取り残されてしまいます。いわばお尻に火がついた状態になっているわけです。したがって、懸案の解決をするために、2013年度から事業の再編と事務局体制の改変を以下のとおり断行し、ステップアップを図っていきたいと思います。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）部落問題解決のための調査研究・人権啓発・学習支援に関すること。
- （2）様々な人権課題を有する人々の自立・自己実現を図るための支援および人権相談並びにこれらの事業を通じた実態把握に関すること。
- （3）人権文化のまちづくりのネットワークの構築および協働の推進に関すること
- （4）その他当法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

具体的には、「定款」の規定をふまえ、事業項目については次の三事業に集約

し、創造的展開を図ります。

- ①人権啓発情報事業
- ②人権支援相談事業
- ③人権文化協働事業

これに伴い、事務局体制を以下の2局3部制に変更します。

- ・ 総務局
- ・ 事業局
 - 啓発情報部
 - 支援相談部
 - 協働推進部

これらが功を奏するかどうかは、限られた人的スタッフが最大限に力を発揮するかどうかにかかっています。役員・事務局一体となり、名実ともに法人として揺るぎない存在となるよう、奮闘したいと思います。私たちが掲げる「人権文化のまちづくり」とは、人が人として等しく尊重され、命がかげがえのないものとして大切にされ、人と人のつながりが育まれる社会づくりだと言えますが、今こそこうした取り組みを地域から積み上げ、広げていくべき時です。



2012 年度事業の概括

(1) 2012 年度の最初の事業は、5 月に領家さんを偲んで開催した CD-ROM の視聴会で、ゆかりの人たちに参加していただき、炸裂する領家節に懐かしかつ新鮮に聴き入りました。やはり、大きな存在であったと改めて思いました。

(2) 6 月の「部落問題は今、研究会」では平川茂さんに、旧来の「差別・被差別論」を越える、部落問題解決へのアプローチ論について、お話していただきました。水平社から 90 年、部落問題は大きく様相を変えてはきましたが、人々の口の端に乗って伝承され、記憶される伝聞や噂話は生き続け、人々の内には差別意識が根強く貼り付いています。

これは、2010 年に行われた「人権問題に関する府民意識調査」の結果からも明らかです。特に自由記述欄には、「逆差別」と「寝た子を起こすな」に同調する意見が多くありました。部落解放運動は、かつても現在も含め、この「寝た子を起こすな」との闘いであるし、同和行政は「逆差別論」の克服が大きな課題でした。

水平社 100 年を視野に入れた時、これまでの部落解放理論の限界は明らかであり、21 世紀の部落問題の実相を読み解き、問題解決に至るアプローチ提起し、広く論議を起こすことが必要です。「研究会」での議論が、その一つの場となるよう継続していきたいと思

ます。

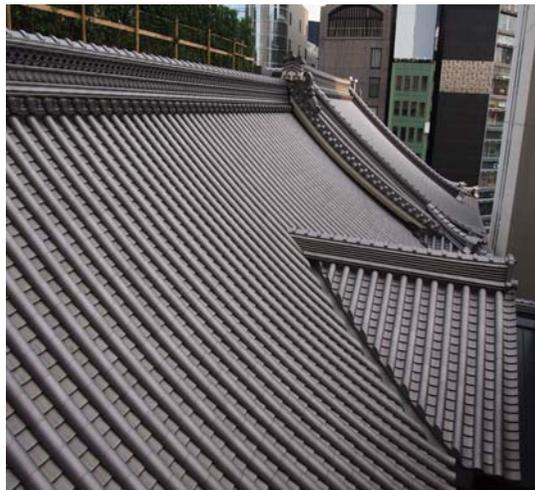
なお、2011 年 6 月に「花と死者の中世」をテーマに、斬新な切り口からお話いただいた中島渉さんが、2012 年 11 月 13 日にお亡くなりになりました。改めてご冥福をお祈りします。

(3) 事故や事件は、絶え間なく日々報道され、その都度心を痛めますが、どんなものであっても、時間の経過と共に、記憶は薄らぎ、感情は和らいでいきます。未曾有、想定外と言われた「東日本大震災」も例外ではなくなりつつあるなか、「3.11 を考え続けるシリーズ」を立ち上げました。このシリーズを通して、自分に何ができるか、どんなアクションを起こせるかなどを考え、発信できる場にしていくと共に、市民団体や NPO などとのつながりを作るきっかけにしたいと思います。

(4) 12 月には「リバティおおさかは誰のもの？」をテーマに「人権サロン」を行いました。大阪府・市の補助金打ち切りという非常事態を受けて、存続に向けた取り組みが行われていることをふまえ、その設立に深く関わってきた故寺



本知さんの思いを交えて、太田恭治さんに話していただきました。そのなかで、リバティには人間の解放と文化をひとつつなぎりととらえた寺本さんたちの魂が込められていることに改めて思いをいたしました。人権博物館の価値を理解せず、政治的パフォーマンスの道具に落とし込めることを許してはならないと思います。



(5) 「人権文化のまちづくり講座」は6回開催しましたが、いささかマンネリ化しているきらいもあります。時間をかけて構想を練りあげ、年間計画に反映させ、持ち方や宣伝・集客方法を工夫し、協会らしさがにじみ出るよう創意工夫をする必要があります。そして、相談事業との連携や他機関との協働も進めなければなりません。さらにパネル展についても、協会の専門性とオリジナリティの発揮を忘れてはなりません。

(6) 人権相談事業については、今年度から充実・拡大を行いました。これも、他の相談機関とは違った協会の独自性を発揮する事業として、周知を図り、認知度を高めていかねばなりません。同時に、他の相談機関とのつながりを深め、さまざまな課題への習熟やノウハウの蓄積をしていかねばなりません。

(7) 情報受発信事業については、機関誌と情報紙を定期発行してきました。機関誌は「協会の顔」として存在感を増してきていますが、これは「書き手」の想い

が交錯し、ハーモニーを奏でていることによるものです。一方、「センターの顔」となるべき情報紙は、お知らせと報告が大半を占めるなか、啓発色をどう反映させるかという課題を抱えています。紙面構成を含め、これまでの作り方を根本的に変え、刷新することも考えていいのではと思います。

デジタル情報の発信については、HPとブログに加えてツイッターも始め強化してきました。この分野は、やり過ぎてもやり過ぎることはないので、どんどん充実していきたいと思います。

(8) 世界人権宣言豊中連絡会議、ひゅうまんプラザ実行委員会、ESDとよなか、企業人権協との交流会、人権啓発市民ネットワーク会議など、「人権文化のまちづくり推進事業」については、今年度も例年の取り組みを行いました。協会が核になって有意な役割を果たし、成果を導くことに寄与できるよう、さらに奮闘しなければなりません。その際、留意すべきことは、マンネリに陥ることのないよう、斬新な視点から個

性的な企画ができるよう、常に問題意識を更新しておくことです。

(9) 学習支援事業では、初任者および二年目の教職員の人権研修、市の人権研修推進員の研修、財務部および人権文化部、豊中病院事務部の人権研修への講師派遣、大阪同企連のフィールドワーク研修の受け入れを新たに行いました。この分野で協会へのニーズがどれだけあるのかは、その存在意義に跳ね返ってくるものでもあり、新たな依頼があることは、とても意味のあることだと思えます。点と点をつなぎ、面となって広がるよう各方面への働きかけをしていかねばなりません。

(10) 轟温泉については、2013年3月末で営業を終え、同年4月1日から豊中人権まちづくりセンター老人憩の家に設

置した浴室の共用が始まっています。協会が浴室および憩の家の管理運営を受託することになりましたが、地域の高齢者を中心とした出会いと交流の場になるよう、運営をしていかねばなりません。

(11) 今年も、同和問題解決推進協議会、人権相談機関ネットワーク会議、児童虐待防止ネットワーク会議、自殺対策ネットワーク会議、DV防止ネットワーク会議、パーソナル・サポート運営協議会、同和教育推進委員会、次世代育成支援推進協議会、人権まちづくりセンター運営協議会、健康福祉審議会に協会および地域人権協議会から委員を派遣してきました。関係機関との連携・協働がますます重要性を増していることをふまえ、協会ならではの視点からの問題提起や取り組みへの参画をしていかねばなりません。

老人憩の家のお風呂の利用について

60才以上の方は、下記のとおりご利用できます。

◆利用日：月曜日・水曜日・金曜日・土曜日

(利用日が祝日や年末年始と重なれば休みです)

◆利用時間：午後2時～午後8時（最終受付は、午後7時30分）

◆お風呂の大きさ：男女とも一度に4人程度が入ることができます。

◆利用料：無料

◆利用方法：受付を済ませて、担当者の指示を受けてください。

◆問い合わせ：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会
(電話 06-6841-5300)

評議員のページ

青いお空の底ふかく、
海の小石のそのように、
夜がくるまで沈んでる、
昼のお星は眼にみえぬ。

見えぬけれどもあるんだよ、
見えぬものでもあるんだよ。



大正末期、彗星のごとく登場し、悲運の果てに若くして命を断った天才童謡詩人・金子みすずの詩である。子どもたちの無垢な世界や、自然や宇宙の成り立ちをやさしい詩の言葉に託し、大切な心のありかを歌った彼女の作品集に出会った時、激しい衝撃を受けました。それは、いのちのこと、こころのこと、生かされているということ、見えないけれどあるというこ

豊かな想像力・豊かな感性 ＝やさしさの原点＝

【高野 アヤ子（評議員）】

と、違うことのすばらしさなど現代の私たちに一番大切なことを、深い、やさしいまなざしで歌っているからです。

私たち人間は、恥ずかしいことに自己中心的に有用無用を区別しているのです。おそらく人は昼間でも星はあるということを十分承知していながら、その事実を忘れていています。人は実際に見えるもの、聞こえるものしか信じようとしません。しかし、人の五感が検知できる領域はとてもせまいのです。私たちはX線を見ることはできません。こうもりの歌声を聞くこともできません。

私たちはどんなに目をこらして見ても、耳をそばだててみても、人の苦しみや悲しみをそのまま経験し、見ることはできません。その人の表情やしぐさから想像することができるだけです。したがって、人の悲しみや痛みをそのまま理解することはできないという自覚が“やさしさ”の原点であるといってもいいのではないのでしょうか。“やさしさ”とは物理的に知覚できることからの裏にかくされている真実を単なる幻想としてではなく、きちんとした論理に裏打ちされた想像力で正しく理解してい

くという感性だと思います。

金子みすずさんの“やさしさ”はまさにそこにあります。やさしい日常の言葉を論理の糸でさりげなく紡いでいく豊かな想像力、それは感性豊かな詩人のまなざしであると同時に、ものごとを冷静に見抜いて

いく科学者の目でもあります。言葉を変えれば、私たちがふつう気づかない“すきま”から宇宙のすべてを見通す感性を持ち、しかもみずみずしい直観力と美しい論理で彩られた限りなくやさしい世界、そんな魅力ある世の中になって欲しいと思います。

理事のページ

「蛍池支部結成40年」をふり返い、 人権教育について思う

【前田 勝正（理事）】



私は1960年(昭和35年)、町内の子どもを集めて子ども会を作りました。今思

えばこの子ども会が解放運動をするきっかけになったと思います。その2年後の1962年に、正式に豊中市子ども会連合会に、「みつばち子ども会」と名付けて登録しました。

子ども会の活動がようやく軌道にのりかけた頃、1965年に「同和对策審議会答申」が出され、各新聞がキャンペーンの記事をのせ、新聞紙上ではじめて「同和」という文字を知りました。子ども会を結成

させたものの部落差別や人権問題のことについて何一つ知識はありませんでした。

ある年の夏休み、蛍池小学校のグラウンドでキャンプファイヤーをしていました。夜6時ごろだったと思いますが、小学校の子どもたちが福井の高浜から臨海学校を終え、PTAの父母、先生方が出迎えている姿を目の当たりにしました。グラウンドでファイヤーをしているのを見て見ぬふりをされ光景はいまだに目に焼き付いています。この頃から差別とは何かと肌で感じるようになりました。

1969年、「みつばち子ども会」の学習グループ中学生部が学習会を始めるようになりました。私はこの頃に故寺本知さんと出会い、解放教育・同和教育について学ぶようになりました。1970年夏、蛍



池としてはじめて一泊研に小学校5,6年生と中学生で合宿し、同和教育について、また歴史について子どもたちは生まれてはじめて本格的に学んだように思います。その後、毎年合宿を行い、子どもたちは自分の心の中の思い、家庭のこと、友達について等を語り合いました。

1971年から豊中市教育委員会も、学力の向上を目指して「ほたる学習会」にやると予算を組むようになりました。この年の3月10日、地区内に大火災が発生し、子どもたちの学習資料などがことごとく灰になりました。

その後、豊中支部蛭池班が結成され、8人が結集し、また、子どもたちの学習の場の北町会館に学習資料をととのえ文庫を開設しました。1973年4月15日には、部落解放同盟大阪府連合会蛭池支部が結成されました。同時にそれまでの「ほたる学習クラブ」から「部落解放同盟蛭池支部子ども会」になりました。

1975年春から蛭池解放会館建設工事ははじまりましたが、夏ごろから周辺住民か

らうわさが立ちはじめ、「あこの会館何か知らんが、解放会館という名称になるらしい。そんな名前になったら、このあたりに住めなくなる」等々の問題がもちあがり、大いに悩みました。建前上は同和教育や解放教育とやっているように見えますが、それは表面的な物で、差別の現実がいかに厳しいかを痛感させられました。

今回、蛭池支部結成までの経過と結成後の名称問題について触れましたが、まだまだ書くことがあります。次の機会に何らかの形にしたいと思います。

人権教育について最近あらためて思う事は、憲法9条及び14条についてもう一度読み返すべきではということです。大阪市長の発言が問題になっていますが、14条には、「すべて国民は、法の下で平等であつて、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的・経済的又は社会的関係において差別されない」と基本的人権委ついて書かれています。明らかにこれをふみにじるものだと思います。

9条に書かれている平和についても、人権教育の観点からもう一度学ばねばなりません。60数年間、日本は戦争のない時代を過ごしてきましたが、これはとても価値のあることだと思います。人権教育は平和教育でもあります。今年は蛭池支部結成40年でもあり、これを機に基本的人権や平和について学び、改めて活動の基本にしていきたいと思います。

理事のページ

理事への就任にあたって

たまおき よしのり
【玉置 好徳（理事）】

1. 就任のご挨拶

この度、多くの皆様方からのご推挙をいただきまして、本協会の理事に就任することとなりました。

私は、平成14年からの11年間、評議員を勤めて参りましたが、これまで本協会の活動から学んだことは、「人権」というものの幅広さと奥深さ、そして、これを擁護していくためには、地道な取り組みが必要不可欠だということです。

これからは、本協会の運営に、これまで以上に深くたずさわることになりますので、その責任の重さをひしひしと感じております。

若輩ではございますが、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

2. 基本的人権の「基本」としての生存権について

ところで、私の本業は、社会福祉学を専門とする大学教員です。社会福祉の出発点となるのは、数ある基本的人権のうちでも、もっとも基本となるであろう「生存権」です。これは、日本国憲法第25条

にも、国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として明記されています。

ところが最近、これを揺るがすような、ゆゆしき事態が生じています。そのきっかけは、有名芸能人の家族が「生活保護」を受給していたということが大々的に報道されて、これに対する釈明会見が開かれたことです。そこで、神妙な面持ちで謝罪の言葉を述べて、深々と頭を下げていた姿が、今も目に焼き付いています。

そして、まるでこれに続くかのように、政府が生活保護基準の見直しを明言して、その作業が今着々と進められています。

たしかに生活保護は、最近受給者の数が急増して、現在では210万人を超えています。また、それにともない生活保護費も急増し、総額3兆円を超えて国家財政を圧迫しているといわれています。

また、その不正受給についても連日のように報道されて、ある市では、これを防止するために、市民に通報義務を課した「生活保護通報条例」が、市議会で可決成立しました。

このように、今、生活保護制度や、その受給者に対しては、国民からも厳しい目が向けられています。もちろん、その財源となるのは、われわれの血税ですから、不正受給に対しては厳正に対処する必要があります。

けれども、その一方で、生活保護基準以下の収入で生活している人のうち、これを受給できている人の割合（※これを「捕捉率」といいます。）は、20%以下にすぎないといわれています。つまり、残りの80%以上の人々は、何らかの受給要件に適合しないか、あるいは自分から保護を申請しないなどの理由によって、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障されていない状態にあるといえます。

また、生活保護を受給している人々のなかには、「働かざる者食うべからず」といった、世間からの冷たい視線を避けるようにして、つましく生活している人も少なくありません。

これが実態だとすれば、わが国では、いまだ生存権が十分に保障されているとは言いがたいといっても過言ではないでしょう。

その一方で、近年の不安定な社会状況のなかで、これから先、暮らしに事欠くような貧困へと陥らないという保証は、われ

われの誰にもないのではないのでしょうか。

だとすれば、「だれもが健やかに生きられる」ように、生存権の視点からもう一度、わが国の人権のあり方を見直す必要があるのではないかと思います。

3. 社会福祉の視点からの今後の取り組みについて

これまでの本協会の目標は、部落問題をはじめとする「差別」をなくして、「平等」を実現することに、主眼がおかれていたのではないかと思います。

もちろん、それが真に実現される日まで、それは変わらないし、けっして変えるべきではないと思います。ただし、それとあわせて、すべての人の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と、その根源にある「個人の尊厳」が保障されなければならないと考えます。

そして、私は社会福祉の専門家としての立場から、これを出発点と心得て、本市における広範な人権文化の実現に寄与して参りたいと思います。

それでは、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

おわび

この原稿は、本誌に入れるべきところを、編集の過程で、落としてしまいました。早くに原稿をいただいていたのに、不手際をしてしまい、玉置さんには深くお詫びをいたします。また、変則的な仕様になったこと、読者の皆様にもお詫びいたします。今後、かようなことのないよう心したいと思います。

（事務局長：佐々木寛治）

楽遊ガイド

「〇〇周年」に思うこと・・・

今年は、協会にとって、いろんな「〇〇周年」が重なる年。これを機にこれまでの取り組みや歩みについて、見つめなおしたり、ふり返ったりしていくことになっています。

2013年は、寺本知生誕100年、豊中水平社創立90年、豊中市同和事業促進協議会創立60年、狭山事件50年、豊中解放会館40年、部落解放同盟蛍池支部結成40年、部落解放豊中市民共闘会議結成40年、豊中市人権擁護都市宣言30年など…

私自身も、ちょうど30年前の1984年に、豊中解放会館生活係勤務になりました。当時のことで、まず思い出すのは、「人権擁護都市宣言」シンボルマークに応募・活用のしごとにかかわったり、「世界人権宣言」をPRするパネルをつくったり、部落解放同盟豊中市協議会に協力して取り組んだ人権展など、いろいろと慌ただしかったことです。他にも、「人権問題と解放会館事業に関するアン



【平尾 和（理事）】

ケート」とか、1985年スタートする「解放会館だより」の発行など、人権啓発がらみのしごとが中心でした。

また1973年5月、「部落の解放なくして労働者の解放なし」「労働者の解放なくして部落の解放なし」をスローガンに、部落解放同盟豊中支部、総評豊中地協、豊中市労連、豊中市教組が呼び掛け団体となって結成された「同対審答申完全実施要求豊中市民共闘会議」(結成総会、19団体397人参加。10年後の1983年に「部落解放豊中市民共闘会議」に改名)にもかかわっていました。同会議主催の信州方面での「差別戒名」現地調査の結果は、1985年の「人権展」で墓標の立体模型をみんなで作って展示をしました。

ところで、こうやって振返っていくと、この頃が、部落問題と人権をめぐる動きのエポックとなっていたように思います。「豊中市人権行政基本方針」(2008年2月策定)でも、

本市は、昭和58年(1983年)の「世界人権宣言35周年」を機会に、この宣言の趣旨に則り、昭和59年(1984年)3月に人権擁護都市を宣言するとともに…

と書かれ、1983年が、「人権擁護都市宣言」への流れを画期づけた年としていま

す。行政の「基本方針」ということもあつてか、「世界人権宣言 35 周年」が人権擁護活動にすえらてきたいきさつは、あまり書かれていません。35 周年という区切り方は、「〇十周年」いうように丸くないわけですが、この年が人権擁護とか啓発二つの流れに向けたエポックであったことは確かでしょう。

一つ目の流れは、1966年に国連が「世界人権宣言」を「国際人権規約」として条約化し採択。10年後の1976年、「国際人権規約」が発効。これを機に、国際人権や憲法の視点からこの規約の重要性や、日本が批准する必要性を訴える声が増え、1977年には国際人権規約批准促進大阪府民会議が結成されます。

同規約は1979年に批准されますが、府民会議は同規約の普及宣伝や、「人種差別撤廃条約」などの批准を求めていくた



め、国際人権規約大阪府民会議として存続、国際人権シンポジウムや、反差別国際会議を重ね、1983年3月、世界人権宣言35周年大阪実行委員会を結成、記念集会の開催や冊子発刊に取り組みます。9月には中央実行委員会が結成。豊中でも「人権擁護都市宣言」要望活動とも連携しつつ、16団体で世界人権宣言35周年豊中実行委員会結成。翌1984年、これら実行委員会は、世界人権宣言大阪連絡会議、市町村ごとの連絡会議として豊中連絡会議も存続することになります。

もうひとつは、人権啓発の流れで、1983年、市に人権啓発推進連絡会議が設置されています。この組織の前身は、1977年に設置された豊中市部落地名総鑑対策連絡会議で、1975年に部落地名総鑑差別事件のあと、1978年豊中同和問題企業連絡会議(同企連)、1981年豊中企業内同和問題研修推進員連絡協議会(企同連)と、行政や企業の連携から、さらに幅広い取り組みに向け人権啓発推進連絡会議に移行、さらに1988年には人権啓発推進会議に拡充、人権啓発課が新設されました。

一方、国レベルでも、地域改善対策協議会(1982年設置)が、1984年「今後における啓発活動のあり方」を意見具申するなど、この頃がエポックであったことは確かです。

それにしても、その頃は、ただただ慌ただしく、時代を画する動きを担っていると意識は全くなかったことが不思議…、今年の「考え事」にします。

ば、子どもとゆっくり過ごせるし、入所しやすい0歳児のうちに急いで保育所に申し込まなくてもいいのは楽かもしれないと思ったが、色々考えるとそれはちょっと違うんじゃないのか？と思えてきた。話相手が夫しかない生活が3年。夫ひとりの収入に頼ってお金のやりくりで頭を悩ませる日々が2年（1年間は育児休業給付金がある）。想像しただけでゾットする。6ヶ月の娘を保育園に入れることに夫は「まだ早いし可哀想や」と言ったが、「話相手があんたしかおれへん私のほうがもっと可哀想や」と言い返したら夫は納得した。

この「3年育休」案を議論した人たちの中に女性はいたのだろうか。部落問題は部落外の人が、障害者問題は健常者が、女性問題は男性が考えるべきだという意見があるしその通りだと思うが、子育ての現状が理解されないままに案が仕上がった気がする。働く人にとって当たり前の権利が行使されていないのが今のこの国の現状で、産休・育休すら取得できずに結婚イコール退職、妊娠・出産イコール退職を迫られるケースもまだある。1年の育休を気兼ねなく取得できる会社というのはきつと福利厚生も手厚く3年の育休も戸惑うことなく取得できるのだろう。結局、1年だろうが、3年だろうが休める環境の人は休めるし、休めない環境の人は休めないのだ。年数の問題ではなく、全ての職場で男女共に育休を取得できる体制や環境整備、復帰後のサポートが必要である。ちなみに2012年度、豊中市の男性職員で育休を取得したのは一人だそうだ。

褒めたいのは夫よりも私

・インパクトのあるキャッチコピーで世間の目をひこうとしたのなら、「3年抱っこし放題」よりも「抱っこ紐で会社に行こう！」とか「ジャケットを脱いでスリングを」とか、ターゲットを男性に絞り、子育てに興味を持つぐらいの文言にしてはどうだろうか。今、育児を積極的に率先しておこなう男性のことをイクメンと呼ぶ。イクメンという言葉が流行っているというか、流行らそうとしている感じが否めない。流行るといことは廃るということだ。子育てに流行り廃りはないし、イクメンが廃っても子どもの成長は続く。子育て情報誌などに「パパが家事や育児を手伝ってくれたときは感謝の気持ちを伝えよう」「パパがうまくできなくてもとにかく褒めてあげて」と書かれている。寝言は寝てから言ってほしい。

毎日子どもの世話を追われている母親を一体誰が褒めてくれるんだ？「ありがとう」はできるだけ言うようにしているが、夫を褒める時間があるならまず自分を褒めたい。父親が我が子を育てるのは当たり前とまで言わないが、子どもはあつという間に育ってしまうから関わらないとつたいない気がする。いちいち流行の言葉にして、褒めてもらえなければ世の中の男性は育児をしないのかとも取れる。

「3年育休」は子どもは母親が育てるものと、むしろ社会復帰の機会を奪う結果となるのではないだろうか。いくら厚顔無

恥な私でもさすがに3年も仕事を休んだら、どんな顔をして事務所に行けばいいのかわからない。娘が風邪で2日連続休んだときも、3日目は「頼むから熱下がっておくれ」と祈る思いで保育園で体温を計った。3年も休むなら企業も女性の採用自体を減らすのではという懸念が残る。なかには産後の体調がなかなか戻らない人や、子どもが病気がちで復帰に時間が

かかる人もいる。そういった人たちには育休3年はありがたい制度かもしれないが、やはり問題点は少なくない。待機児童の問題も含め、男性が育児に参加できる基盤を作っていかなければいけない。共働きが多い保育園では送り迎えのときに他の保護者とゆつくり話をする機会はほとんどない。他のお母さんたちはこの問題をどういう風に感じたか一度話してみたいと思った。

書評・この1冊

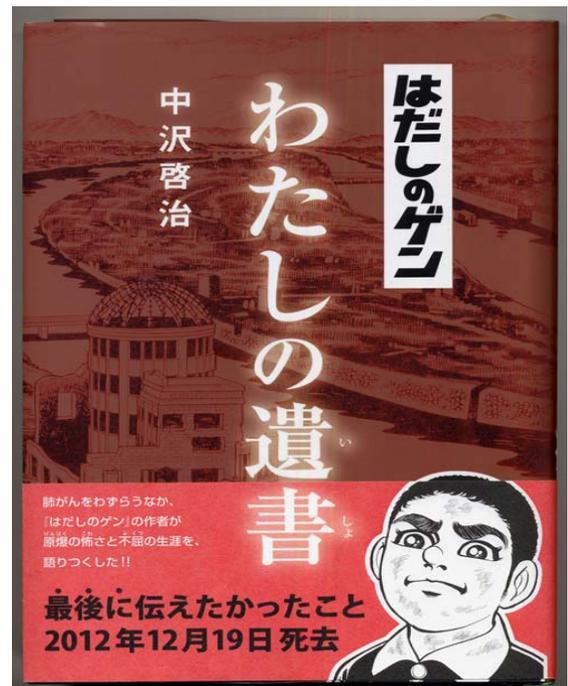
「はだしのゲン 私の遺書」

中沢啓治（朝日学生新聞社）

【重本 洋輔（事務局）】

昨年12月19日、「はだしのゲン」の著者である漫画家中沢啓治さんが亡くなりました。はだしのゲンとは、中沢さん自身の広島での被爆体験を元にして描かれた漫画作品であり、主人公である中岡ゲンの成長や生き様をとおして戦争の愚かさや平和の尊さについて訴え掛ける内容となっている。世代によっては学生時代に学校の図書室なんかで読まれた方も多いのではないだろうか。僕自身にとっても、この「はだしのゲン」は、「北斗の拳」や「ドラゴンボール」などのような少年時代に流行った漫画とは別の意味ではあるものの、非常に印象に残っている漫画の一つであり、今でも登場人物や描写の一つひとつをよく憶えている。

本書は12月20日、つまり中沢さんが



亡くなられた次の日に発行されたもので、“最後に伝えたかったこと”として、「はだしのゲン」の中で描かれた原爆投下時や敗戦後の広島の様子といった自らの被爆体験について、また、看板屋の仕事などを経て漫画家としてデビューし、その後、

週刊少年ジャンプにて「はだしのゲン」の連載をスタートするまでの経緯について振り返りながら、当時の思いや平和に対する願いについて書かれており、まさにタイトルのおり中沢さんの遺書と言える作品である。戦後68年、戦争や原爆の記憶が風化されつつある今だからこそ、ぜひ、読んでいただきたい作品である。

また、余談になるが漫画好きの僕としては、中沢さんは「はだしのゲン」だけでな

く、ボクシング漫画や野球漫画など、数々の作品を残されていることについても付け加えておきたい。

これらの作品の中には、登場人物や作中の時代背景をとおして反戦平和や人種差別の問題などについても取り上げられているものも多く、中には被差別部落の少年野球チームを取り上げた作品もある。もし、機会があれば、これらの作品についても読んでいただければと思う。

情報BOX とよなか

2013年度世界人権宣言豊中連絡会議記念講演

DVD「私らしくマイノリティを生きる」上映 講演「制作に関わって～私の思い～」

日 時：6月4日（火）午後2時30分～4時

場 所：豊中人権まちづくりセンター2階大集会室

講 師：西村 寿子さん（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事務局長）

申込み：不要（当日会場にて受付）

費 用：無料

性による差別だけでなく、マイノリティであるという複合的な差別を乗り越えようとする人びと。当事者たちが地域や職場、家庭などで直面する悩みやそれぞれの思いを語ってくれました。（2013年作品・20分）

また、DVDの企画・編集にかかわった西村さんから作品への思いや女性差別撤廃条約の現状について伺います。



蛍池地域から

教育委員会指導主事研修で話をして

4月23日の午前中に、豊中市の教育委員会指導主事研修でお話をさせていただきました。

蛍池地域に、解放会館ができるまでの出来事や経緯、出来てからの取り組みについてと、昔の差別の実態と、今の差別の現状などについても話をし、今後、どのような取り組み方が必要なのか、これまでの反省も踏まえて話をしました。

参加された方の感想を紹介します。

◆「“生の声”を聞かせていただいたという思いです。いまだに耳を疑うような発言を口にする人がいるということに驚きつつも、それが今の現状だということを受け止めながら“教育”の中で私たちができることを考えていきたいと思いました。」

◆「長い歴史の中で、常にしんどい思いをしてきた人々のしんどさを実際にあつた出来事で説明いただけただけなのでわかりやすかったです。“自分の中にある、いろいろなものに対する差別を知ること”というのは、日々の生活の中で忘れがちになることだと思いました。だから、“何かの時に出てくる”ものになっているのだと思います」

◆「校区の歴史を話していただき、そのなかで地域の方が力を合わせ、運動を前進させてきたことがわかりました。しかし未だ

【福島 智子（事務局）】

に、何かの時に出てくる「部落」という言葉、そしてその話題に、やはりヒヤヒヤしている児童・生徒がいるという現状。地域の方が変わろうとし、変わってきている現実に対し、まだまだ周りの者が自分の差別性に気づき、“ジブンゴト”として受け止めていない社会があるのも現実です。そのような間違いを改善するためにも、どのような取り組みがこれから大事なのか、そしてそれを広めるために、どのような発信が大切なのか、考えさせられた研修でした。」

などの感想がありました。このようなところで、差別問題について話をする機会は多くありませんが、このような場を新たな差別の出会いの場にして、自分のこととして考えることが、自分にも子どもたちにとってもプラスにつながっていくことを伝えられる場にしていきたいと思いました。



豊中地域から

「輪になって話そう 地域のささえあい」

～克明校区ささえあいネットワークの10年と今後～

【酒井 留美（事務局）】

5月18日（土）、克明小学校かがやき校舎で克明校区社会福祉協議会の総会があり、その後、福祉研修会がおこなわれました。

「克明校区ささえあいネットワーク」は、2001年に克明校区社会福祉協議会、豊中人権まちづくりセンター、豊中地域人権協会が協働して、「克明校区地域福祉研究会」を開催し、地域の課題解決のための仕組みづくりに向けた取り組みの中から、誰もが人間らしく誇りをもって、いつまでもともに暮らせるまちになるよう、地域でお互いが自然に助け合い、支え合う関係作りのために、「助けてほしい」「何かお手伝いしたい」という気持ちをつなげるネットワークとして、2004年に発足しました。

しかし、なかなかうまくコーディネートすることができず、月1回の事務局会議で、民生委員と福祉委員、事務局との情報交換や地域の課題を共有し合う懇談会の開催だけになっていました。初めに目指したものは異なっていますが、人と人がつながり、地域を見守るということの意識はかなり高まってきました。しかし、「ささえあいネット」という名称のもと、このままでよいのかなど、いろいろな疑問がでてきまし



た。そこで一度、10年を総括し、今後どうするのか考える必要があるということで、「地域福祉研究会」の時にかかわっていただいていた、梅花女子大学准教授（とよなか人権文化まちづくり協会理事）の玉置先生に助言をしていただき、考えていくことになりました。

玉置先生にモデレーターをしていただき、「みんなで話そう」と、克明校区社会福祉協議会、民生委員、人権まちづくりセンター、中央地域包括支援センター、豊中市社会福祉協議会の代表の方々からどのように考えているのかなどのお話しをしていただきました。

玉置先生：社会福祉は目に見えて表に出てこないことが多く、地域の方に何か困りごとはないですかとたずねても、ありま

せんと言われることが多い。しかし実際に困っていることを自覚できないこともある。またプライド、はずかしいと言う気持ち(自尊心)や人に親切にされる事への不安(猜疑心)などから困りごとがあってもなかなか言えないことが多くある。「ささえあいネット」の意義はまちづくりセンターを中心(拠点)に、そこから社会福祉協議会や民生委員が根をはり、ネットワークつukっていったら良いのではないのでしょうか。

克明校区社協：ささえあいネットワークの始まりは地域通貨方式で、自分がしたことがいずれ自分に返ってくる仕組みを考えていました。しかし、登録者の加齢などにもない、登録をしてのボランティアに限界があるのを感じました。民生委員、福祉委員などを中心に見守りをすればスムーズに進むと思う。心ある人たちでやさしい和(輪)をつくりたい。

民生委員：これまでの事例をお話しされ、民生委員、福祉委員が地域の方に信頼されるまで何度も何度も訪問し、やっと話を聞くことができたことなど大変な苦労がある。近所の人気が気になることを言うてくれる、心配してくれることからつながっていったらいいと思う。

まちづくりセンター：「ささえあいネット」に関わるようになり、センター職員として対応するのか、「ささえあいネット」を活用すれば良いのか、狭間で考え悩むことが多々ありました。困りごとを相談される方は、市職員としての信頼感からのものも

あるので、だれでもとはいかないものがある。また、地区懇談会に参加する中でみなさん、よく見ていて知っておられるなど感心しました。しかし、自治会に入っているか入っていないかで見方がちがうことが気になりました。人と人がつながらないと支援はできないなど感じています。

中央包括支援センター：克明校区は相談ケース、対応件数が多い、その理由は地域で安心して暮らせるネットワークから、近所からの相談、まわりの人の気づきなどから始まっていると思います。

豊中市社会福祉協議会：10年の福祉の変化の中、おせっかいなつながり、発見力と解決力をつけてきたと思います。克明校区は気になる人をほっておかない地域で、福祉・人権を自分のこととして考えられる地域だと思う。「ささえあいネットワーク」は今、国が求めている公・民の連携そのものだと思います。

ささえあいネットワークのこれから・・・(玉置先生)地域づくりは、人・和(輪)・場づくりが必要で、今ある体制を崩す必要はなく、まちづくりセンターを拠点に、今の時代にあったことを考え、地域に根ざしたものにし次世代に引き継いでいったらよいのではないのでしょうか。

今後、今回の話をもとに事務局会議で方向を定め、みなさんに提示し、みなさんとともに前進できたらと思います。

寺本知生誕100年・豊中水平社創立90年記念連続講座の案内

●第1講 歴史編 6月11日(火) 黒川みどりさん(静岡大学教授)

「水平社90年と部落問題の今」

～被差別部落へのまなざし(差別の徴)を問う～

部落差別というものがいつ頃、どのように生まれ、今日に至っているのか？部落問題に関わる者にとっては、頭から離れない問いですが、簡潔明瞭な説明をすることは容易でないこともまた知るところです。そして、近世政治起源説が否定されて、さらに難しくなったようにも思います。

「解放令」から「水平社」の創立の時代を経ても、解消の過程をたどらず、部落差別は資本主義体制に組み込まれ、再生されて生き続けました。そして、戦後、「同対審答申」および「特別措置法」によって被差別部落の構造改革が一定の成果を収めましたが、部落差別の根を断ち

●第2講 運動編 6月25日(火) 藤田敬一さん(元岐阜大学教授)

「部落問題とわたし—体験的部落解放運動史」

～運動は部落問題観・人間観を どう変えてきたか？～

部落解放運動は90年の歳月をかけて、どこにたどり着いたのか、その到達点を明らかにすること。また、部落問題や部落解放運動に関わった部落の内外(うちそと)の数多の人々の変革をどのように評価するのか、ということは、部落問題および部落解放運動を考える上で、避けては通れない問いです。

更には、水平社宣言に込められた「崇高性」に照らし、部落解放運動は、それにふさわしい実態を造り得てきたのか、矛盾をはらみつつも、確実にステップアップしてきたのか？ということがあります。部落解放運動が、差別撤廃闘争に果たした役割は甚大であり、歴史に記憶される

べきものですが、21世紀のそれは、運動と理論の劣化を余儀なくされ、社会的な存在意義を薄めつつあります。こうした現実をどうとらえるのか？また、未来への希望につながるものを見いだすとすれば何か？



との問いも起こります。
これらの点について、部落問題とその運動に関わり続け、斬新な問題提起をしてこ

られた藤田さんに、その体験と思索に照らした問題意識を織り交ぜつつ、お話いただきます。

●**第3講 人物編 7月9日（火）** 溝口正美さん（部落解放同盟豊中支部相談役）
「名もなく、貧しく、美しく生きた人たち」
～豊中の部落の歴史と解放運動に学ぶ～

90年前、豊中の地に荊冠旗が立ち、歴史に新しい1ページが記され、以来、その灯は幾多の名もなき人々によって守られてきた。差別は容赦なく牙を剥き、戦火は迫り、貧苦の中にあつて、なお人々は、「佳き日」を渴望し、弾圧に抗しつつ、その身を寒風に晒してきた。

悪戦苦闘の中で散っていった人々の志の強さと、はじけた命の美しさに、私たちの心は烈しく共鳴・共振する。そして、それらの人々の尊い自己犠牲の上に、私たちの現在があることを改めて噛みしめる。90年前、命がけで差別に抗って種をまい

た人々があり、その稔りを私たちは享受してきたことを知る。

豊中の部落について明らかになっていることはほんの一部で、多くが歴史の闇に埋もれている。それでも、そこから垣間見えるもの、歴史を刻んだ人々の足跡から学ぶ意味は大きい。

本講では、①豊中の被差別部落、②水平社運動～部落解放運動を担った人たち、③寺本知さん、についてお話していただく予定だ。またとないこの機会をお聞き逃しなきように！

○会 場：豊中人権まちづくりセンター 2階

（阪急宝塚線岡町駅・徒歩10分）

○時 間：18時30分
～20時30分

○参加費：各講とも500円

○後 援：豊中市



あとがきに代えて

■先般（5/15）の定時評議員会でも述べたことだが、1年間の事業を振り返ると、あれもこれも、これもあれも、本当にたくさんのごことをやってきたと改めて知る。その裏付けとなっているのは、人とお金であるが、手前味噌を承知で言えば、役員および事務局の献身性に負うところが大きい。ちなみに決算をみると、支出総額2800万円のうち人件費関連が2000万円（71%）で、これが事務局職員5名にかかる経費に当たる。まさに「事業は人なり」と言う通りだ。

■問題は、こうした事業がどんな「結果」「成果」につながっているのかということだが、それを「客観化」するのは難しい。そう言って済ますわけにもいかない現実もあり、それこそ創意工夫・知恵出しが求められるところでもある。今年度はここにこだわり、半歩でも具体化していきたいと思う。

■金子みすずはよく聞く名前だし、その作品は多くの人に愛されてもいる。高野さんが説くところの「やさしさ」がその根底に流れている。それを裏打ちするのは、感性であり、想像力であり、直観力だというもうなずける。26歳で服毒自殺したそうだが、石川啄木も26歳で亡くなっている。類まれな詩人は早逝が宿命なのだろうか？山口県長門市の生家跡には記念館もあるが、一度は行ってみたいものだ。



■平尾さんが言うように、「周年」というのは、たまたまその時・その場に居合わせただけで、ことさらに意識をして向き合ったわけではない。が、それが後になって、画期的なことと評価されたりすることがある。意識してなるものでもなく、巡り合った場面に全力投球する、その結果が「周年」として蘇るのだ。大阪で一番最後（47番目）に荊冠旗が立ったのが蛍池で、1973年、40年前だった。前田さんが書いているように、そこに至るにはまさに荊の道があった。その道を歩んだ人があって、今がある。単純な理屈だが、「周年」はその意味を噛みしめる絶好の機会でもある。

■「アベノミクス」なる造語や「3本の矢」など、人々の耳目を集めるのに長けているようだが、「3年間抱っこ」はどうか？森山も書いているが、とても現実離れしていて、「ありえへん！」と思うのだが、どうだ

ろうか？「男女共同参画社会」というものさしで測っても、はみ出してしまおうのではなからうか。

■ 蛭池・豊中両地域では、それぞれの地域資源を活用したとりくみが行われているが、その目的は人権をキーワードにした人材育成と地域づくりということに尽きるだろう。住民参画や情報公開などは、今日のまちづくりの推進においては不可欠の要素となっているが、これらは部落解放運動や同和行政が先進的に切り拓いてきたものでもある。ハード面でのまちづくりのみならず、教育や保育、労働や福祉、人権擁護といったソフト面においても相応の歴史を刻んできたし、それらは今日も脈々と息づいているはずだ。人権の地域づくり・まちづくりのモデル基地としての役割が一層期待されるどころだ。

■ 中国や韓国など近隣諸国との「あつれき」が強まる中で、人権感覚や国際感覚を欠いた政治家の暴言や、在日コリアンに対するヘイト・スピーチがまかり通っている。「いつか来た道」とは言わないが、差別と戦争とは背中合わせであることを思



えば、きな臭さを感じずにはおられない。そうした中での「改憲」論議であるが、誰が・何を狙っているのか、しっかり見極める必要があるだろう。

■ 今年度も盛りだくさんの事業を予定しているが、最大のものは、2013 記念事業で、その第1弾が「連続講座」だ。いずれも見逃せない・聞き逃せない、またとない内容だ。夏には、仮称「寺本知 その人～つよく・やさしく・あたたかく～」というDVDも完成予定だ。寺本さんの人となり、その歩みを多くの人に知ってほしい。さらに、秋には寺本さんが残した膨大な資料を精査し、「見える化」する展示と記念集会を予定している。それぞれのプロジェクトが進行中だ。

■ その寺本さんが亡くなる2ヶ月ほど前、「年が明けて暖かくなったら、水平社のお話をしてください」とお願いしたのが最後になった。返す返すも残念だ。そして今、資料を見たり、関係者の話を聞く中で、多彩多芸のマルチ人間で、稀有な存在であったことを改めて知る。

■ 機関誌は「協会の顔」。それぞれの書き手の個性がハーモニーを奏で、皆さんとの共鳴・共振がおこれば最高だ。「顔」が光り輝くよう、さらに切磋琢磨したい。投稿も歓迎だ。改めて、2013年度の賛助会員をお願いしたく、振り込み用紙をいれさせていただいた。ご賛同をお願いしたい。次号は9月。(ささき)



人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業（豊中市からの受託事業）

●定例相談

と き：月曜・水曜・金曜日（9時～17時）

と ころ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電 話：06-6841-2315

●出張相談

と き：毎月第2・第4木曜日（13時～15時）

と ころ：豊中市役所第2庁舎1階市民相談課

2. 人権相談（自主事業）

と き：月～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

と ころ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電 話：06-6841-5300、メール：jinken@tcct.zaq.ne.jp

相談現場から・・・

豊中市役所第2庁舎の市民相談窓口で第2・第4木曜日の午後1時から3時まで開設してきました。延べ25件・実件数11件（うち新規は11件）の相談がありました。相談対象者の属性では、男性：0件・女性：11件で、年齢は20代：(2)、30代：(2)、40代：(2)、50代：(1)、60歳以上：(4)、課題別では、女性：(1)、障がい者：(2)、子ども：(2)、外国人：(1)、労働：(1)、その他：(4)でした。

新たな層の相談対応をすることで、精神的な病気や障害をお持ちの方の生活のしにくさなどが見えてきた部分があり、課題解決の取り組みにつないでいきたいと思えます。また、新たに市民相談課やその他の関係機関との連携も、少しずつですが広がってきています。これからもあらゆる相談に対応できるよう、情報収集や学習をしていきたいと思えます。（福島）

●編集・発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806